

菊陽町台湾交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊陽町が友好交流協定を締結した台湾新竹県宝山郷（以下「宝山郷」という。）その他の台湾の都市との国際交流、町の多文化共生の推進及び町の活性化を図るため、菊陽町民が主体となる民間団体（以下「団体」という。）が行う交流事業に対し、予算の範囲内において菊陽町台湾交流事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において交流事業とは、団体と宝山郷その他の台湾の都市の住民又は民間団体が連携して実施する教育、産業、経済、文化、スポーツ等の分野における事業で、相互の国際交流・多文化共生の推進に寄与するものをいう。

(補助金交付対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「交付対象団体」という。）の要件は、次のとおりとする。

- (1) 団体の所在地が菊陽町内にあり、1年以上の活動実績があること。
- (2) 構成員の半数以上が菊陽町に住民登録があること、又は菊陽町在勤であること。
- (3) その他町長が適当と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、交付対象団体としない。

- (1) 未成年のみで構成される団体
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体
- (3) 菊陽町暴力団排除条例（平成23年菊陽町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員を構成員に含む団体又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体
- (4) 国又は地方公共団体からの補助金等により運営している団体
- (5) その他町長が不適当と認める団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は第2条に規定する交流事業であり、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 宝山郷その他の台湾の都市の住民又は民間団体との交流を目的とした宝山郷その他の台湾の都市へ訪問する事業であること。
- (2) 団体の構成員のうち5人以上が参加する事業であること。
- (3) 営利を目的とする事業でないこと。
- (4) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業でないこと。

- (5) 各年度において、菊陽町から補助金の交付を受けていない事業であること。
- (6) 補助金の対象となる航空便は、阿蘇くまもと空港発着便とする。ただし、予定便の欠航や気象条件等に伴い、他空港を利用した場合は、この限りではない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象事業に参加する構成員の自己負担額は、補助対象経費から控除するものとする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付対象となる事業数は、各年度において1団体につき3事業を限度とする。
- 4 各年度において、次に掲げる者の経費は、補助の対象としない。
 - (1) 補助金の補助対象経費の算定対象になったことがある構成員
 - (2) 台湾への渡航に係る町の他の補助金の交付を受けた構成員

(補助金の申請)

第6条 補助金の申請をしようとする団体（以下「申請者」という。）は、菊陽町台湾交流事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて、補助対象事業を開始する1か月前までに町長に申請するものとする。

- (1) 団体概要書（別記様式第2号）
- (2) 事業計画書（別記様式第3号）
- (3) 事業収支予算書（別記様式第4号）
- (4) 直近の総会資料、規約及び構成員名簿
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書等が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を適当と認めその額を決定したときは、申請者に対し、菊陽町台湾交流事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、通知するものとする。
- 3 町長は、補助金の交付を適当と認めないときは、申請者に対し、菊陽町台湾交流事業補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、菊陽町台湾交流事業補助金計画変更・中止承認申請書（別記様式第7号）に関係書類を添えて提出し、あらかじめ町長の承認を受けるものとする。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対

象事業費の20%以内の減額を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、補助事業者の自由な創意により、より効率的な目的達成に資するものである場合

イ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更である場合

2 町長は、前項の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、菊陽町台湾交流事業補助金計画変更・中止承認・不承認決定通知書（別記様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（不測の事態による事業の全部又は一部中止の場合の措置）

第9条 気象条件、天変地異等補助事業者の意思に基づかない不測の事態により事業の全部又は一部が中止となった場合において、第7条の規定に基づき既に交付決定がなされているときは、補助対象経費のうち執行済みの経費及びキャンセル料等の中止に係る経費を補助対象とすることができる。

（補助事業の完了期限）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日までに事業を完了しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業完了後1か月を経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、菊陽町台湾交流事業補助金実績報告書（別記様式第9号）に、次に掲げる関係書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 事業実績書（別記様式第3号）

(2) 事業収支決算書（別記様式第4号）

(3) 支出を証する領収書等の写し

(4) 写真等事業の実施の確認に必要となる書類

(5) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定により実績報告等が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、菊陽町台湾交流事業補助金確定通知書（別記様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定による確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、菊陽町台湾交流事業補助金交付請求書（別記様式第11号）により、町長に請求するものとする。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前であっても、補助金の交付決定額を限度として概算払により交付することができるものとする。
- 3 町長は、概算払により交付するときは、補助事業者に対し、菊陽町台湾交流事業補助金概算払決定通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。
- 4 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定額が概算払額を上回るときは、その差額を町長に請求し、補助金の確定額が概算払額を下回るときは、その差額を返還しなければならない。

（雑則）

第14条 菊陽町補助金等交付規則（平成24年菊陽町規則第4号）第18条、第20条、第21条、第22条及び第23条の規定は、この補助金の交付について適用する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
1 宝山郷の住民又は民間団体との交流事業	(1) 渡航費 (2) 宿泊費	1人当たり2万5千円を限度とし、上限を50万円とする。
2 宝山郷以外の都市の住民又は民間団体との交流事業	同上	1人当たり2万5千円を限度とし、上限を25万円とする。